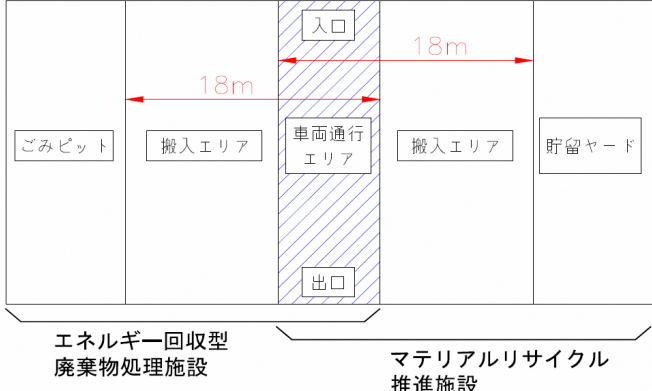
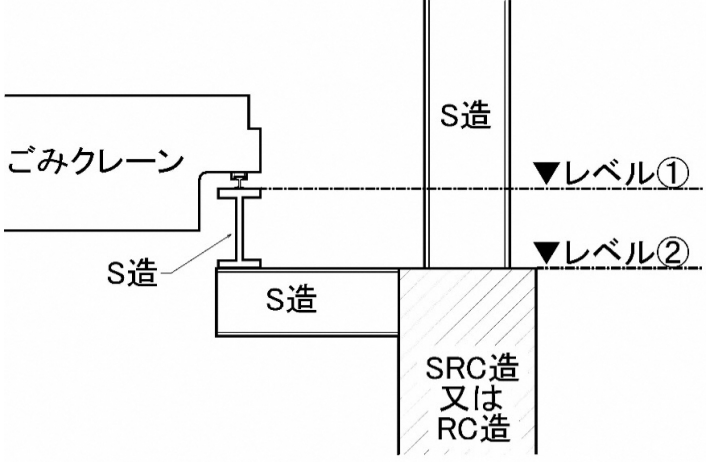


No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	募集要項添付資料ー4	3	2	(2)						運営業務委託費	「運営固定費A及び運営固定費Bは、運営業務期間を通じて平準化するものとし、～毎月均等に支払うものとする。」とありますが、維持管理費は年度毎に変動し、運営業務期間の中期から後期にかけて右肩上がりに増加する傾向にあります。同じく人件費も定期昇給のため右肩上がりに増加していくため、運営固定費A及びBは年度毎に変動をお認めいただけないでしょうか。	募集要項に記載のとおりとします。
2	募集要項添付資料ー5	10	10							運営業務期間終了後の大規模修繕に係る費用負担	「通常の操炉計画での炉停止期間を超える炉停止」とありますが、事業者の責めに期すことのできない事由により生じた炉停止であれば、修繕工事及び処理対象物の外部委託処理に係る費用は事業者の負担とならないとの理解でよいでしょうか。	基本的には事業者の責めに帰すことのできない事由による炉停止は想定していませんが、例えば当初の設計基準を超える不可抗力や運営業務期間終了後に引き継いだ別の運転事業者の過失など、事業者の責めに帰すことのできない事由であることを事業者が証明し、市が了承した場合は、ご理解のとおりです。
3	提出書類の作成要領	1	1	(1)						共通事項	事業提案書において、正本は「基礎審査に関する提出書類」「非価格要素審査に関する提出書類」「事業計画に関する提出書類」をまとめて袋とじし、副本はそれぞれをファイルに綴じるものと理解してよろしいでしょうか。 また、紙面を糊付けすることとありますが、表紙と背表紙を差し込む形式のファイルで提出させていただいてもよろしいでしょうか。	前段のご質問及び後段のご質問共にご理解のとおりです。
4	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(3)				工事のスケジュール	仮設事務所棟及び仮設職員用駐車場整備工事時に車庫を先行解体してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
5	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(1)				地形・土質等	地質条件に関して「添付資料3 地質関連資料」と大きく異なる場合は、その費用負担及び工程について協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	「添付資料3 地質関連資料」から著しく異なる場合で、予期できない条件については、ご理解のとおりです。
6	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)				敷地周辺設備	電力の引き込みに係る工事負担金を事業者で把握するのが困難なため、市様にて負担金をお示しいただき、受注後に異なる場合には精算いただきますようお願いいたします。 また、上水道の引込み、生活排水設備のつなぎ込みに係る工事負担金・分担金についても同様に市様にて負担金をお示しいただき、受注後に異なる場合には精算いただきますようお願いいたします。	前段のご質問については、質問回答No7を参照してください。 後段のご質問について、要求水準書の記載のとおりとします。
7	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)	ア			電力	「接続に係る工事及び接続に係る諸手続きについては、建設事業者の負担で行うこと」とありますが、工事負担金をお示しいただけない場合は、電力取合い点も含めて建設事業者が事前(2024年6月中旬頃)に東北電力ネットワーク株式会社と直接調整させていただく事をご了解いただけないでしょうか。	ご提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
8	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(3)	ア		搬入出車両	以下についてご教示願います。 ・焼却主灰搬出車両「10tダンプ（ロングボディ）」 全長、全幅、全高、前端オーババンク、軸間距離、後端オーババンク、最小回転半径 ・P62 第2章第2節2(3)カの災害廃棄物運搬車両 ダンプ時高さが分かる車両図面 ご提示が困難な場合は、ごみ投入扉の有効開口部高さをご指定いただけませんか。	前段のご質問について、焼却灰の委託先が未定の現状で、詳細な寸法を提示することが困難です。そのため、搬入車両と同様に全長12m、全幅2.5m、全高3.8m、前端オーバハンク1.5m、軸間距離6.5m、後端オーバハンク4m、最小回転半径12mを想定してください。 後段のご質問について有効開口部高さ6.0m以上としてください。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
9	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	15	第1章	第2節	3	(1)			表1-9処理対象物の種類及び計画処理量	実施方針の質問回答にて、「計画処理量1,278t/年における可燃性粗大ごみ量のデータはありません。」とご回答いただきましたが、不燃ごみの正確な量が不明であるため、選別後のアルミ類・鉄類等の有価物の計画が困難です。不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの内訳について、事業者間で差異がないように、ご指定をお願いします。	不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの内訳はありません。計画処理量1,278t/年を前提として計画してください。
10	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	17	第1章	第2節	3	(5)	イ	(ア)	低速回転破砕機破砕処理後の寸法	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 「低速回転破砕機 300 mm以下（重量割合で85%以上）」と記載がありますが、一般的には「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」に示される400mm以下（重量割合で85%以上）と存じます。後工程の高速回転破砕機出口にて破砕処理後寸法150mm以下（重量割合で85%以上）を遵守することを前提に、低速回転破砕機においては400mm以下（重量割合で85%以上）とすることをお認めいただけませんか。	ご提案を認めます。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
11	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	22	第1章	第3節	1	(3) (4) (5)			公害防止基準（騒音・振動・悪臭）	敷地境界の範囲について、実施方針の質問回答No. 44とNo. 45とでどちらも「ご理解の通りです。」とご回答をいただいておりますが、2つの質問回答の敷地境界の範囲が一致していません。 敷地境界の範囲は、①「事業実施区域」と「既存ごみ処理場使用区域」を合わせた敷地全体（赤線と青線で囲われた範囲）、②「事業実施区域」（赤線で囲われた範囲）のどちらを正と考えればよろしいでしょうか。	敷地境界の範囲は、①「事業実施区域」と「既存ごみ処理場使用区域」を合わせた敷地全体（赤線と青線で囲われた範囲）です。
12	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	23	第1章	第3節	2	(4)			排水対策	「本施設及び既存施設有価物リサイクル棟から発生する生活排水は、浄化槽で処理した後、河川に放流すること。」とありますが、既存施設有価物リサイクル棟からの生活排水処理量についてご提示願います。	有価物リサイクル棟の勤務体制については、月、水、金が11名、火、木が7名です。1人当たりの1日の使用回数については、平均5回程度で、11名体制の日は55回/日程度、7名体制の日は35回/日程度と推定します。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
13	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	32	第1章	第4節	2	(3)	ウ		地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、本市に報告した上で費用負担も含めて本市と協議すること」と記載されていますが、工期についても協議して頂けると理解してよろしいでしょうか。 また、土壌汚染対策は不要と考えてよろしいでしょうか。必要となった場合は、その費用負担及び工程についても協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	前段のご質問及び後段のご質問共に、ご理解のとおりです。
14	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	34	第1章	第4節	2	(3)	ケ		設計・建設期間中の積雪対策	「事業実施区域及び既存ごみ処理場使用区域については、本工事期間中について、積雪対策を講じること。」と記載があります。既存ごみ処理場使用区域に関しては、本事業で設置する仮設計量機、仮設計量棟に関して重機等による機械除雪を講じると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、既存ごみ処理場使用区域全体の積雪対策を講じてください。
15	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	35	第1章	第4節	2	(3)	サ		作業日及び作業時間	「作業時間は、午前8時30分から午後5時」と記載がありますが、体操・朝礼や作業準備、作業後の片付け作業の時間は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	55	第2章	第1節	1	(3)	セ		歩廊・階段・点検床等	点検やメンテナンス及び長尺の機材交換が必要な場所について、「ヘッドクリアランスは2m以上を確保すること。」とありますが、床からの有効高さを2m以上確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	62	第2章	第2節	2	(3)	ア		プラットフォーム	実施方針の質問回答にて、「問題ありません。」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設のプラットフォームを対面配置し、車両の安全通行に配慮した上で、一部プラットフォームを共用してもよろしいでしょうか。 	ご提案を認めます。ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設のプラットフォーム重複部分は6 m以内としてください。 加えて、特記事項アに記載のとおり搬入車両がごみピットへの投入作業中に、他の車両が隣のごみ投入扉に寄り付くための切り返し場所を十分に確保すること。また、その切り返し中の搬入車両の脇を入退出するための車両が、安全に通行できる十分な長さを確保してください。
18	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	62	第2章	第2節	2	(3)	オ		プラットフォーム	床仕上げにアスファルト防水の記載があります。一方、P. 189 (2) 内部仕上げには「床水洗する場所（プラットフォームなど）…は、下階がある場合は防水施工とすること」と記載があるため、下階の計画がなければ、防水不要と考えてよろしいでしょうか。	下階の計画がない場合は、防水不要とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
19	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	(5)	ク		ごみピット	「ごみクレーンの受梁レベルまでは原則としてRC造またはSRC造とすること。」と記載がありますが、ごみクレーンの受梁レベルとは①と②の内、②にて解釈すればよろしいでしょうか。 	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	68	第2章	第2節	7	(3)	イ		可燃性粗大ごみ切断機	「処理対象物最大寸法が記載されていますが、(5)特記事項ウに「必要に応じて処理対象物を可燃性粗大ごみ切断機に投入する前に粗破碎等を行うものとし」とあります。処理対象物寸法（幅2.0m×長2.0m×高1.8m）に対応できるメーカーが見つからないことから、対応可能な投入寸法（幅1.5m×長2.0m×高1.0m）まで予め重機などにより粗破碎処理して投入することとしてよろしいでしょうか。	処理対象物寸法（幅2.0m×長2.0m×高1.8m）とは、受入可能な最大寸法となります。可燃性粗大ごみ切断機への投入は、破碎可能な寸法まで、重機等により粗破碎して対応することを想定しています。
21	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	68	第2章	第2節	7	(5)	ウ		可燃性粗大ごみ切断機	「必要に応じて処理対象物を可燃性粗大ごみ切断機に投入する前に粗破碎等を行うものとし、そのために必要なスペースを確保し、重機等を納入すること。」と記載がありますが、粗破碎をする重機は運営事業者によるリースでよろしいでしょうか。	リースで問題ありません。
22	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	77	第2章	第4節	1	(2)	オ	(イ)	ボイラ鉄骨及び保温ケーシング	「ボイラ鉄骨は独立した構造とし、その水平力は建築構造物が負担しないものとする。」と記載がありますが、ボイラ鉄骨柱脚部については、水平荷重を負担させることでよいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
23	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	79	第2章	第4節	3	(2)			ボイラ給水ポンプ	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておりません。以下について再度質問させていただきます。 数量が[2基/1炉]とありますが、実績がある3基/2炉（内1基交互運転）とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
24	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	88	第2章	第5節	1				減温塔	プラント排水無放流とすることを前提に、発電量の増加が見込める減温塔なしの提案も可能でしょうか。	ご提案を認めます。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
25	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	104	第2章	第7節	8	(3)	カ		煙突	「新ごみ処理場建設に係る生活環境影響調査業務委託報告書」P2-9の排ガスに関する事項に煙突出口排ガス温度165℃とありますが、煙突頂部排ガス温度については概ね165℃程度に調節するものとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、生活環境影響調査の結果に配慮してください。
26	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	109	第2章	第8節	5	(4)			灰クレーン 付属品	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 搬出車両積み込み用ホップの設置は、積み込み時に灰こぼれなど支障なく積み込みできることを前提に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。なお搬出車両積み込み用ホップを設置しなくとも、積み込み時に灰こぼれなど支障なく積み込みできるのであれば、要求水準書の規定は満たしていると考えます。
27	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	119	第3章	第2節	2	(5)	エ		不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ 受入ホップ	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 「投入時の騒音を防止するため、原則として受入ホップ内に吸音ゴムシートを貼る等の対策を講じること。」との記載がありますが、経験上ゴムシートの頻繁な交換が予想され、傷、刺さりなどによりごみの滞留の心配もあり、恒久的な騒音防止対策として維持が難しいと存じます。受入ホップが設置されるプラットホームは広い空間となり投入の際の音は敷地境界での騒音値に影響しないと考えられますので、付属については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。なお、要求水準書において防音ゴムシートを貼ることは例示として記載しており、ご提案のとおり敷地境界での基準値を順守する配置等の対策が講じられていれば問題ありません。
28	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	120	第3章	第2節	3	(4)			不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ 供給コンベヤ 付属品	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ供給コンベヤ付属品の層厚調整装置ですが、供給コンベヤは傾斜角度がついていきますので、ならし効果があります。したがって、層厚調整装置の設置については事業者提案としてよろしいでしょうか。 また、第3節2粗破砕物供給コンベヤ（高速回転式破砕機供給用）付属品の層厚調整装置の設置についても上記と同様に事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。なお、ご提案のとおり設備の構造上、特段の装置が無くとも層厚調整が可能であれば、要求水準書の規定は満たしていると考えます。
29	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	121	第3章	第3節	1	(3)	シ		低速回転破砕機 付属品	「ガス検知器、炎検知器」はLPガスの空気より重い特性を考慮し、後段の「粗破砕物供給コンベヤ」テール部と解釈してよろしいでしょうか。 また、P122 第3章第3節3(3)ス 高速回転式破砕機においても、同様に後段の「排出コンベヤ」テール部と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
30	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	121	第3章	第3節	1	(3)	シ		低速回転破砕機 付属品	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 付属に「排出コンベヤ」の記載がありますが、配置上特に必要とない場合において粗破砕物供給コンベヤ（高速回転式破砕機供給用）と兼用してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。なお、ご提案のとおり施設の構造上、排出コンベヤが無くとも配置が可能であれば、要求水準書の規定は満たしていると考えます。
31	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	122	第3章	第3節	3	(3)	ス		高速回転破砕機 付属品	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 付属品に「共通防振床盤、防振装置」の記載がありますが、高速回転破砕機は振動が少ない堅型式とし、振動は独立基礎で抑え、周辺設備に伝播させない方式で計画いたしますので、振動がほとんどないことから、共通防振床盤、防振装置は「必要に応じて」と解釈してよろしいでしょうか。 また堅型式は、破砕機排出部からの排出量が一定量で安定しており、滞留が起こりにくいことから、排出コンベヤも「必要に応じて」とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。なお、ご提案のとおり振動対策が図られていること、排出量が一定で安定しているのであれば、「共通防振床盤、防振装置」及び「排出コンベヤ」が無くとも要求水準書の規定は満たしていると考えます。
32	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	127	第3章	第5節	1	(5)	ス		搬送コンベヤ	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておられません。以下について再度質問させていただきます。 アルミ選別機の前段に振動コンベヤを採用する記載がありますが、不燃物可燃物分離装置により、残さの層厚を均一化が図れるため、アルミ回収率を確保することを前提に不要としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
33	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	129	第3章	第5節	2	(5)			不燃残さ貯留 ホッパ	オ（イ）「運搬車両の搬送能力に応じた貯留容量」とありますが、不燃残さ貯留ホッパの貯留容量計画のため搬出車両の運搬能力についてご教示願います。	要求水準書に記載のとおり１０t脱着式コンテナ車又は１０tトラックです。
34	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	131	第4章	第1節	1	(5)			給水設備 共通事項	消火栓ポンプユニットは、日本消防設備安全センターの認定品を使用する必要が有りますが、交互運転対応品が無いため、ポンプユニット１台と考えてよろしいでしょうか。	ポンプユニット１台を認めます。
35	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	140	第4章	第3節	1				電気設備 共通事項	「現場操作盤、分電盤等の電気盤は全て冷却が可能な仕様とし、外気温度が40℃を超える場合においても40℃未満に保てる仕様とすること」と記載されていますが、現場操作盤は外形寸法が小さいことから冷却装置の取付が困難であること、盤内に動力回路が無いためほとんど放熱しないことから、現場操作盤を現場制御盤として解釈させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
36	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	140	第4章	第3節	1					電気設備 共通事項	「グリーン電力価値の証書制度が活用できるように…」とありますが、燃焼状態などのやむを得ない助燃剤の使用によりバイオマス比率が50%未満となり、グリーン証書化できなかった場合において事業者は責めを負わないということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	145	第4章	第3節	8	(1)	ア			コントロールセンタ	低圧動力配電盤は、末端での電気事故が、上位に波及しない保護回路構成であることを前提にコントロールセンタのほか、ロードセンターから電源供給する方式としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
38	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	149	第4章	第3節	10	(1)	オ	(ア)		非常用発電設備	「排気、排風及び給気設備は消音器付とし、事業実施区域境界における騒音基準値を遵守すること。」とありますが、P22の表1-21およびP44の表1-28に示される騒音基準値は敷地境界とあります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	敷地境界が正となります。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
39	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	156	第4章	第4節	3	(3)				ITV装置	実施方針の質問回答にて、「提案を認める」とご回答いただきましたが、要求水準書に反映がされておりません。以下について再度質問させていただきます。 工場棟カメラのA、B、C、Dと外構カメラのQ、R、Sの備考欄にて回転雲台付とありますが、カメラ一体型のドーム型の採用は可能でしょうか。	ご提案を認めます。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
40	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	175	第5章	第2節	2	(1)	イ	(サ)	c	ごみクレーン操作室	「監視窓の洗浄を目的に、自動洗浄装置を設置すること」と記載されていますが、頁67には「自動窓ガラス清掃装置の設置又は、歩廊を設け手動で洗浄できる計画とすること」と記載されています。 頁67の内容を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は要求水準書の修正版をご確認ください。
41	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	202	第6章	第1節	1	(4)				残留物の除去処分	「設計書記載の残量と相違した場合においても本工事範囲内として処理すること（設計変更は認めない）。」と記載されていますが、事業者にて残存量を把握することは困難であり、事業者間の公平性を保つために参考数量または条件等をご提示いただけないでしょうか。	し尿処理施設については、本事業の事業契約締結後に停止し、清掃等を実施することになるため、現時点で数量等を提示することは困難です。
42	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	209	第6章	第2節	2	(3) (4)				解体・撤去工事概要	「(3)解体・撤去に際して基礎及び杭も含めた地下構造物も全て撤去すること。」と記載がありますが、一方「(4)環循摘発第2109301号・環循規発第2109302の通知に基づき、残置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれが無く、地盤の健全性・安定性を維持するまたは撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するための措置となる場合には、残置することができる。」と記載があります。(4)に基づく場合は杭残置可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。その場合には、残置する杭をプロットした図面の作成をお願いします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答																									
43	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	209	第6章	第2節	3	(3)				アスベストの含有測定	「もし図面及び現地調査により含有が疑われる個所が発見された場合は、当該部位は見なしアスベストとして処理すること。その場合は事前に監督員に報告すること。」とありますが、処理が必要となった場合は、その費用負担及び工程についても協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料21「アスベスト調査結果」で示した情報以外にアスベスト含有が疑われる場合には、費用負担及び工程について協議するためには、事業者自らアスベスト調査を実施してください。要求水準書の修正版も確認して下さい。																								
44	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	14	第1章	第3節	17					発電側課金による費用の負担	「発電側課金による費用を本市に代わって代理支払いすること。」と記載がありますが、発電側課金による費用は運営委託費に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																								
45	要求水準書添付資料	添付資料－1								事業実施区域	添付資料1「事業実施区域」に記載の取合い点・引込み点について、以下の資料をご提示願います。 ・ろ過塔関連図面 ・上水本管の径 ・排水桝の大きさ、放流管径	ご質問の3点については、以下のとおりとなります。 ・ろ過塔関連図面については、本質問回答と併せて公表する要求水準書添付資料（追加）－22「ろ過塔装置組立図」をご確認ください。また、要求水準書の修正版もご確認ください。 ・上水本管の径は50Aとなります。 ・排水桝及び放流管径は不明のため、必要があれば現地確認を認めますので、募集要項p9 2(2)ウに記載の担当部署へメールにて連絡してください。																								
46	要求水準書添付資料	添付資料－1								事業実施区域	添付資料-1のCADデータ（DXF形式）をご提示いただけないでしょうか。	添付資料-1のCADデータは、参加資格審査通過者に別途配付しました。																								
47	要求水準書添付資料	添付資料－9								既存ごみ処理場における水質検査結果	水質検査結果をお示しいたしましたが、プラント設備の設計に必要な水質項目が不明のため、以下の水質項目についてご提示をお願いします。 <table><tr><td colspan="2">プラント設備計画のために必要な水質項目（22項目）</td></tr><tr><td>全硬度</td><td>硝酸イオン</td></tr><tr><td>カルシウム硬度</td><td>炭酸イオン</td></tr><tr><td>マグネシウム硬度</td><td>コロイド状シリカ</td></tr><tr><td>ナトリウムイオン</td><td>イオン状シリカ</td></tr><tr><td>カリウムイオン</td><td>亜硝酸イオン</td></tr><tr><td>マンガン</td><td>遊離炭酸</td></tr><tr><td>アンモニウムイオン</td><td>電気伝導率</td></tr><tr><td>マグネシウムイオン</td><td>残留塩素</td></tr><tr><td>酸消費量pH4.8</td><td>ノルマンヘキサン</td></tr><tr><td>炭酸水素イオン</td><td>過マンガン酸消費量</td></tr><tr><td>硫酸イオン</td><td>COD</td></tr></table>	プラント設備計画のために必要な水質項目（22項目）		全硬度	硝酸イオン	カルシウム硬度	炭酸イオン	マグネシウム硬度	コロイド状シリカ	ナトリウムイオン	イオン状シリカ	カリウムイオン	亜硝酸イオン	マンガン	遊離炭酸	アンモニウムイオン	電気伝導率	マグネシウムイオン	残留塩素	酸消費量pH4.8	ノルマンヘキサン	炭酸水素イオン	過マンガン酸消費量	硫酸イオン	COD	ご質問の水質検査結果はありません。 必要に応じて、貴社負担で調査してください。
プラント設備計画のために必要な水質項目（22項目）																																				
全硬度	硝酸イオン																																			
カルシウム硬度	炭酸イオン																																			
マグネシウム硬度	コロイド状シリカ																																			
ナトリウムイオン	イオン状シリカ																																			
カリウムイオン	亜硝酸イオン																																			
マンガン	遊離炭酸																																			
アンモニウムイオン	電気伝導率																																			
マグネシウムイオン	残留塩素																																			
酸消費量pH4.8	ノルマンヘキサン																																			
炭酸水素イオン	過マンガン酸消費量																																			
硫酸イオン	COD																																			

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
48	様式集	様式 8-13 8-14							運営変動費の算出	様式8-13及び様式8-14の脚注「※3 運営変動費（処理対象物変動費）には、ごみ処理量の変動に応じて変動する費用を記載すること（入札説明書添付資料-4参照）。」とありますが、入札説明書添付資料-4には2か年のみの計画ごみ処理量の記載となっております。一方で様式8-13および様式8-14の計画ごみ処理量が20年間を通じて一定です。変動は考慮しないものと理解してよろしいでしょうか。	運営変動費には、処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用を計上してください。なお、提案価格の算定に当たっては、災害廃棄物を除く計画処理量（運営変動費Aは19,715 t/年、運営変動費Bは1,278 t/年）を前提とします。